

【重要】 緊急事態宣言解除後の S セメスターの授業について

2020 年 5 月 25 日 大学院法学政治学研究科・法学部

政府による緊急事態宣言の解除、東京都による休業要請の緩和が検討されていますが、本研究科・学部の S セメスターの授業は、政府、東京都によるこれらの措置がとられた後も、引き続きオンライン形式で実施します。

なお、S セメスターの正規の授業は、7月17日（金）に終了します。S セメスターの補講期間は、7月18日（土）および20日（月）～22日（水）の4日間とし、6月20日（土）、27日（土）、7月4日（土）、11日（土）を予備日とします。

また、S セメスターの授業の成績評価方法については、遅くとも6月1日（月）までに基本方針をお知らせする予定です。